

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・宮城 定款

使 命

スペシャルオリンピックスの使命は、知的障害のある人たちが、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会に、年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や他のアスリート、そして地域の人々と才能、技能、友情を分かち合う機会を継続的に提供することである。

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・宮城という。

2 この法人は、略称を「SO日本・宮城」と称する。また、「スペシャルオリンピックス」を「SO」又は「エスオー」と略して用いる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障害のある人（以下、アスリートという）たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るというスペシャルオリンピックス（以下、「SO」という）の使命に則り、アメリカ合衆国ワシントン・コロンビア特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」（以下、「SO国際本部」という）に認証を受けた国内本部組織「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」（以下、「SO日本」という）と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、SO日本と連携しつつ次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会における知的障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会

の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大

- (2) SO国際本部及びSO日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加
 - (3) この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供
 - (4) この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供
 - (5) 知的障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業
 - (6) その他、知的障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業
 - (7) 街頭又はインターネットのホームページを通じての募金活動
- 2 この法人はSO日本と連携しつつ次のその他の事業を行う。
- (1) エスオー関連物品の販売
 - (2) チャリティ催事の開催
 - (3) チャリティスポーツの実施
 - (4) この法人の保有する無体財産権の提供を行う事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、議決権を有する者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、諸規則や総会の決議等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費、寄付金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び顧問・参与

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長とするほか、1名を会計責任者とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 会計責任者は、理事長が理事会に諮って理事のなかから指名する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。
- 4 会計責任者は、理事会の議決に基づき、この法人の会計事務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。尚、再任を妨げないが、任期を継続するときは連続4期までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、無報酬とする。但し、常勤の役員に限り報酬を受けることができる。その場合、その数は役員総数の 3 分の 1 以下とする。

- 2 前項の規定は、役員が職員を兼ねて職員としての給与を受けることを妨げない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前 3 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・参与)

第 20 条 この法人に役員のほか、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事会においてこの法人の運営について意見を述べることができる。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 55 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他理事会より付議された運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。
- 3 理事長、副理事長の両者が不在若しくは欠員のときは、出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項第 2 号及び第 56 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局及び事務所の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催の5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事長が緊急の必要があると認めた場合においては、前項の書面に代えてファクシミリ又は電子メールによって通知ができるものとする。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決及び定足数)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は在任理事の2分の1の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールにより表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 第34条第4項により招集された理事会の表決については、前項の書面に代えてファクシミリ又は電子メールをもって表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 運営組織

（運営委員会と専門委員会）

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議決を経て、運営委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

（運営委員会の構成）

第40条 運営委員会は、理事又はエスオーの活動に関して経験と知識ある者の中から理事長が選任する運営委員によって構成する。

（機能）

第41条 運営委員会は、理事長が主催し、理事会が委任したこの法人の日常業務を執行し、また、総会に付議すべき事項を事前に審議して理事会に提案する。

（専門委員会及び構成）

第42条 専門委員会は、この法人の事業運営に伴って生じる専門的な問題について調査検討するために理事長が設置し、原則として理事又は運営委員の中から理事長が選任する委員長と委員が選任する専門委員によって構成する。

（事務局および事務所）

第43条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

（資産の区分）

第45条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 46 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 47 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 48 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業計画及び予算)

第 49 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 50 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 51 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事長にその専決権があるものとする。

(予算の追加及び修正)

第 52 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は修正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 53 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、2 ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 54 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 55 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 56 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 57 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
 - (7) SO日本からの認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 58 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決を経て SO 日本に譲渡するものとし、SO 日本が同時解散する場合は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、教育、慈善、科学研究などを目的に組織運営されている知的障害者のための法人、若しくは国の機関の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 59 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 60 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑 則

(細則)

第 61 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石 井 敏 夫
副理事長	本 多 弘 子
同	佐 藤 豊
同	白 木 福次郎
理事（事務局長）	佐々木 満 典
理事（会計責任者）	丹 野 桂 子
理事	長 谷 浩 明
同	廣 瀬 喜美子

同	兼 子 澄 子
同	阿曾沼 要
同	仲 野 隆 士
監事	津 田 敏 夫
同	大 熊 杜 生

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年の通常総会の日までとする。但し、この任期については第 16 条第 1 項尚書の適用において算入しないものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 49 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 54 条の規定にかかわらず、成立の日からその年の 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の社員の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 5,000 円
 - (2) 年会費 5,000 円
- 7 第 8 条の賛助金の額は総会で定めるものとするが、設立当初は次に掲げる額とする。
 - (1) 個人賛助金 年額 1 口 3,000 円で 1 口以上
 - (2) 企業・団体賛助金 年額 1 口 10,000 円で 1 口以上

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款施行の際、現に変更前の定款に基づいて、次の表に掲げる会員及び社員である者は、それぞれ変更後の定款に基づいて、次の表に掲げる正会員、賛助会員及び準会員とみなす。

変 更 前		変 更 後
社 員		正 会 員
会 員	賛助会員	賛助会員
	アスリート会員	準 会 員
	ファミリー会員	
	ボランティア会員	
	コーチ会員	

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。(平成 22 年 6 月 9 日 第 34、37、38 条変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。(平成 25 年 2 月 1 日)

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。(平成 26 年 5 月 21 日)

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。(平成 30 年 3 月 23 日)